

平成17年3月11日  
長野県協同電算

### LD - TIFシステムの緩和措置に対する弊社の意見

NTT東日本殿から、JJ100.01第三版A.36項に記載されているLD - TIFシステムに緩和措置を施し、特例として「クラスB」とすべきであるとの提案があった。以下はその理由である。

- 1) JJ100.01第二版においてクラスB伝送システムとしてスペクトル適合性が確認され、かつ、既にサービスされている伝送システムであることから、JJ100.01第二版からの継続性を担保すべきである。
- 2) LD - TIFシステムは、長延化目的の伝送システムであり、導入数が限定的である。

弊社は、JJ100.01第三版を制定するにあたって、とりわけTCM - ISDNをクラスA伝送システムから外すことを主張した。しかし残念なことに、JJ100.01第三版においても、TCM - ISDNはクラスA伝送システムの中に含まれることになった。したがって弊社は、クラスA伝送システムについていえば、JJ100.01第二版からの継続性を担保すべきであるとの合意が成立していると認識する。

とはいえ、クラスB伝送システムについても、JJ100.01第二版からの継続性を担保すべきであるとの合意が成立しているとは、認識していない。また、十分な議論がなされたとも認識していない。よって弊社としては、NTT東日本殿の最初の理由を容認することはできない。

とはいえ、二番目の理由は尊重する。とりわけ弊社は、総量規制やクラスR伝送システム等を提案し、遠方の加入者の救済に努めてきた。NTT東日本殿が、二番目の理由だけでLD - TIFシステムに緩和措置を施し、特例として「クラスB」とすべきであると提案するのであれば、弊社はそれを支持する。

ただし、他の伝送システムに対する公平さも保たれなければならない。少なくとも以下のふたつの条件を満たす他の伝送システムに対しても、同様な緩和措置が考慮されなければならない。

- 1) 少なくともLD - TIFシステム以上に長延化目的の伝送システムであると推定することができる伝送システム。
- 2) 少なくともLD - TIFシステム以上に導入数が限定的であると予想することができる伝送システム。

以下はG.991.2仕様に準拠するSHDSLシステムに施されている規制である。

収容規制:	クラスA伝送システムとの同一カッド内収容不可
線路長制限:	2.3Mbpsの場合は2.5kmまで 1.5Mbpsの場合は3.75kmまで 768kbpsの場合は4.0kmまで
クラス:	C

G.991.2仕様に準拠するSHDSLシステムは、少なくともLD-TIFシステム以上に導入数が限定的であると予想することができる。しかしG.991.2仕様に準拠するSHDSLシステムは、長延化を目的としていない。よって、上の「厳しい」規制を緩和することはできない。

とはいえ、G.991.2仕様に準拠するSHDSLシステムは、1ペア回線で使用する場合と2ペア回線で使用する場合とがある。そして2ペア回線で使用する場合、高速化を目的とする場合も予想されるが、多くの場合、長延化を目的とするものと予想される。またクラスA伝送システムとの同一カッド内収容が生じることはおそくない。

LD-TIFシステムを「クラスB」とするのであれば、2ペア回線で使用する場合に限定して、G.991.2仕様に準拠するSHDSLシステムも「クラスB」とすべきである。その場合、2B1Q方式のISDNシステムと同様な注記事項の記載は、あったほうがよい。

以上。